



山形県公報

平成19年8月17日(金)
第1867号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1147  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...1148  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉企画課)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同  
 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...1149  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...同  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(同)...同  
 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
 事業の廃止.....(同)...1150  
 公共測量の実施の通知.....(農村計画課)...同  
 国土調査の成果の認証.....(同)...1151  
 同.....(同)...同  
 土地改良事業の計画変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良事業施行の適当の決定.....(同)...同  
 入会林野整備計画認可申請適当の決定.....(最上総合支庁森林整備課)...1152  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 一般国道の供用の開始.....(同)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...1153  
 道路の位置の指定.....(置賜総合支庁建築課)...同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第791号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ア カ シ ア 調 剤 薬 局   | 長井市舟場22番6号          | 平成19. 7. 1 |
| 酒 田 市 休 日 診 療 所   | 酒田市船場町二丁目1番31号      | 同          |
| す み れ 薬 局 上 山 店   | 上山市金谷字金ヶ瀬1120番地1    | 同 7. 3     |

## 山形県告示第792号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年8月17日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地          | 廃止年月日     |
|----------------|---------------------|-----------|
| たしろ歯科医院        | 西置賜郡小国町大字岩井沢506番地13 | 平成19.4.23 |
| ドラッグヤマザワ酒田薬局   | 酒田市若竹町二丁目1番8号       | 同 5.31    |
| 佐藤胃腸科・内科・小児科医院 | 南陽市三間通181番地1        | 同 6.26    |
| 酒田市休日診療所       | 酒田市本町三丁目11番40号      | 同 6.30    |
| アカシア調剤薬局       | 長井市舟場22番6号          | 同         |
| すみれ薬局上山店       | 上山市金谷字金ヶ瀬1120番地1    | 同         |

## 山形県告示第793号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の名称 | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関及び居宅介護支援事業所の所在地 | 指定年月日    |
|----------------------|------------------|-----------------------|----------|
| デイサービスあい・たくせい        | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 酒田市北新町一丁目1番58号        | 平成19.7.1 |
| あったか介護相談センター         | 居宅介護支援           | 米沢市小野川町2769番地         | 同        |
| デイサービスたちばな           | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 同                     | 同        |
| デイサービスマロニエ           | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 同 徳町210番地の1           | 同        |

## 山形県告示第794号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地           | 事業所の名称及び所在地                    | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|--------------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社尾花沢タクシー<br>尾花沢市上町六丁目1番23号 | 尾花沢タクシー介護事業者<br>尾花沢市上町六丁目1番23号 | 訪問介護      | 平成19.7.27 |

## 山形県告示第795号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からを次のとおり廃止した

旨の届出があった。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 事業所の名称及び所在地                          | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日     |
|------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン さがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 訪問介護      | 平成19.7.31 |

山形県告示第796号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                    | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社尾花沢タクシー<br>尾花沢市上町六丁目1番23号 | 尾花沢タクシー介護事業所<br>尾花沢市上町六丁目1番23号 | 介護予防訪問介護    | 平成19.7.27 |

山形県告示第797号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者からを次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地                          | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日     |
|------------------------------|--------------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスン さがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 介護予防訪問介護    | 平成19.7.31 |

山形県告示第798号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|---------------------------------|----------------------------------|-------------|-----------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター山形五十鈴<br>山形市五十鈴二丁目2番68号 | 居宅介護        | 平成19.7.31 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター山形五十鈴<br>山形市五十鈴二丁目2番68号 | 重度訪問介護      | 同         |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター村山<br>村山市榎岡五日町16-15     | 居宅介護        | 同         |

|                                 |                                  |        |   |
|---------------------------------|----------------------------------|--------|---|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター村山<br>村山市榎岡五日町16-15     | 重度訪問介護 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンターさがえ<br>寒河江市大字寒河江字横道13-1 | 居宅介護   | 同 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンターさがえ<br>寒河江市大字寒河江字横道13-1 | 重度訪問介護 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター山形<br>山形市上町三丁目12番6号     | 重度訪問介護 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター山形中央<br>山形市城西町四丁目18番30号 | 重度訪問介護 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター天童<br>天童市中里七丁目4番5号      | 重度訪問介護 | 同 |
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 | ニチイケアセンター東根<br>東根市神町東一丁目17番30号   | 重度訪問介護 | 同 |

## 山形県告示第799号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスンさがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 居宅介護        | 平成19. 7.31 |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | 株式会社コムスンさがえケアセンター<br>寒河江市中央一丁目8番34号 | 重度訪問介護      | 同          |

## 山形県告示第800号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市印役町二丁目及び双月町一丁目の各全部地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成19年9月1日から平成20年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(登記所備付地図作成作業)

## 山形県告示第801号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
東根市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成19年2月15日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
東根市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字東根の一部
- 5 認証年月日  
平成19年8月9日

## 山形県告示第802号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
川西町
- 2 調査を行った期間  
平成8年5月31日から平成19年3月28日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字小松及び大字大塚の各一部
- 5 認証年月日  
平成19年8月9日

## 山形県告示第803号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
庄内赤川土地改良区(青龍寺地区)
- 2 認可年月日  
平成19年8月9日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第804号

庄内赤川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成19年8月9日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
(1) 新規土地改良事業計画書の写し(勝福寺地区)

(2) 庄内赤川土地改良区定款の写し

2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間

平成19年 8月27日から同年 9月26日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第805号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、同法第3条の規定により牛潜入会林野整備組合代表者三浦喜美義から申請のあった入会林野整備計画について、その申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称

牛潜入会林野整備計画書の写し

2 縦覧の期間

平成19年 8月18日から同年 9月16日まで

3 縦覧の場所

最上総合支庁

鮭川村役場

4 その他

この告示に係る決定に対して異議のある者は、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに知事に申し出ることができる。

山形県告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 345号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------|-------------|
| 東田川郡庄内町狩川字雁ヶ原151番4から<br>同 533番まで | 旧    | 10.6メートル<br>7.9 | メートル<br>87  |
| 同 上                              | 新    | 10.8メートル<br>7.0 | メートル<br>同 上 |

山形県告示第807号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 345号

- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字雁ヶ原151番 4 から  
同 533番まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 8月17日

山形県告示第808号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年 1月12日 指令村総建第5024号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
北村山郡大石田町大字岩ヶ袋字上ノ台324番 8、324番51、324番52、324番53
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
北村山郡大石田町大字鷹巣字南原48番27  
株式会社 佐々木建設

山形県告示第809号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び白鷹町役場において縦覧に供する。

平成19年 8月17日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道置総建第282号
- 2 指定の場所 西置賜郡白鷹町大字十王字動免喜650番 8、字落合707番 5
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長58.03メートル
- 4 指定年月日 平成19年 8月 8日

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行     | 誤               | 正                                             |
|-------------|------------|------|-------|-----------------|-----------------------------------------------|
| 平成19. 2. 27 | 第1819号     | 205  | 下から13 | 平成18年12月県条例第61号 | 平成18年12月県条例第62号                               |
| 同 . 6. 29   | 第1853号     | 1031 | 下から12 | 「、主幹」を削り、       | 正<br>「課長」を「課長、主幹」に改め、                         |
| 同 . 7. 4    | 号外(41)     | 3    | 1     | 第36号様式の3        | 正<br>第36号様式の3（投票記載所<br>及び不在者投票記載所の名称<br>等の掲示） |

平成19年 8月17日印刷  
平成19年 8月17日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056